

## 1. 事業完了の変更について (マニュアルを改訂してます)

マニュアルで定める「事業完了」について、次のように変更いたします。これにより完了実績報告が従来より早期に提出できるようになります。

請負 工事が完成し、工事請負契約に基づく工事費全額が精算された時点。  
売買 工事が完成し、売買契約に基づく費用全額が精算された時点。

※「引き渡された時点」を事業完了の定めから除きました。

なお、「工事が完成した時点」は次のように判断いたします。

- 確認申請が必要な地域 **検査済証の交付日**
- 確認申請が不要な地域 提出される書類に応じて次のとおりとします。
  - ・ 住宅瑕疵担保責任保険証券または保険付保証明書 保険期間の開始日
  - ・ 建設住宅性能評価書 建設住宅性能評価書の交付日
  - ・ 建物の不動産登記の現在事項証明書 保存登記日

## 2. 事業の進捗状況調査について

実施支援室では、交付決定した住宅・建築物の事業の進捗状況について、6月に調査を行います。グループの皆様におかれましても個々の進捗状況をご確認いただき、遅滞なく手続きを行うよう管理を徹底してください。詳細は改めてお知らせします。

調査対象 令和3年5月31日時点で完了実績報告の提出がない住宅・建築物

調査内容 事業完了時期、完了実績報告提出時期、遅延している場合は理由

## 3. 完了実績報告の提出期限について

完了実績報告提出期限までに事業完了した住宅・建築物は、下記の提出期限までに完了実績報告書を提出しなければなりません。この提出期限を過ぎて完了実績報告が到着した住宅・建築物は、補助金が支払われませんのでご承知おきください。

なお、提出期限内であっても、事業完了の1か月後の日までに完了実績報告書を提出することとしていますので、遅れないようにしてください。

**完了実績報告提出期限 令和3年8月31日(火) 必着 (期限厳守)**

※ 提出期限間際(令和3年8月20日から8月31日まで)に事業完了した住宅・建築物については、書類整理期間を考慮し、予め(8月31日までに)実施支援室に連絡があった住宅・建築物に限り「9月10日(金)(必着)」で対応しますので、該当する住宅・建築物は交付申請した窓口に必ず連絡してください。

ただし、気象、資材調達、新型コロナウイルス感染症等の影響により工事が遅れ、かつ、令和3年11月30日までに事業完了の見込みがある場合は「令和2年度地域型住宅グリーン化事業の完了実績報告期日延長申出書」<sup>※1</sup>を令和3年8月31日(火) <必着> (期限厳守)<sup>※2</sup>までに提出することにより、完了実績報告の提出期限を再延長し「令和3年11月30日(火) <必着> (期限厳守)」とします。提出期限内であっても、事業完了の1か月後の日までに完了実績報告書を提出することとしていますので、遅れないようにしてください。(マニュアルに追加)

※1 令和3年7月30日(金)に実施支援室ホームページにて公表いたします。

※2 再延長の提出期限間際(令和3年11月20日から11月30日まで)に事業完了した住宅・建築物については、書類整理期間を考慮し、予め実施支援室に連絡があった住宅・建築物に限り「12月10日(金) <必着> (期限厳守)」で対応しますので、該当する住宅・建築物は交付申請した窓口に必ず連絡してください。

売買契約による住宅において上記と同じ理由で令和3年8月31日までに事業完了できない場合は、令和3年8月31日の時点で売買契約が締結されている住宅に限り再延長ができるものといたします。

令和3年8月31日までに事業完了している全ての住宅・建築物は、今回お伝えしている再延長の対象となりませんのでご注意ください。

## << 重要 >>

次の何れかに該当する場合は、完了実績報告の受付や審査が継続できませんので、事業廃止の手続きを行っていただきます。

- 延長申出書が提出されず、令和3年9月1日以降に完了実績報告書が到着した場合
- 令和3年9月1日以降に延長申出書が到着した場合
- 延長申出書が提出された住宅・建築物であっても、審査時等において令和3年8月31日以前に事業完了していることを確認した場合や、申出書の申告内容と完了実績報告の内容に著しい相違や不正があった場合
- 審査時等において提出期限までに事業完了していないことを確認した場合

※提出期限に遅れて届いた完了実績報告書類は、着払いで返却いたしますのでご了承ください。

※提出期限内に届いたものであっても、完了実績報告書類が整っていない場合や再延長期間内で事業完了の1か月後の日を過ぎて完了実績報告の提出があった場合は、審査等を中断し、対応を後回しにします。後回しになったことで対応時間が短くなることや、時間切れで補助金の支払いができなくなることがあります。また、審査等の質疑に対して回答期限までに回答がなされない場合は、そのことをもって実績報告を取り下げさせていただくことがありますので、ご承知おきください。

※このお知らせで示す日付は、遵守してください。一切の猶予はございません。

※再延長しても令和3年11月30日までに事業完了の見込みがなく、かつ令和3年度事業のグループ採択日まで着工しないことが可能な物件については、令和3年度事業への切り替え等をご検討ください。ただし、この場合、令和2年度の交付決定額を令和3年度の交付申請に振り替えるものでなく、改めて令和3年度事業の要件、手続き等を満たす必要がありますのでご注意ください。

以上

長寿命型等実施支援室  
高度省エネ型実施支援室